この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	11	\、 双受印\																			[1/	²
令和] 左	三 月	日	申	住がんない。	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所) は	(〒 7 ❷ (法人 安芸	の場合	のみ公	- ,	ます)		(電訊	千番号	08	2 -	8	355		3955	5)
				請	納	税	<i>i</i> +)	地		郡熊!		25 5神6			(電話	活番号	08	2 -	– 8	355		3955	5)
					氏 名	又に		称	<i>身</i> ∱シタ ⊗ 竹下		ゆみ												
	広島東	· 【_ 税務	署長殿	者	(法) (法) 代表	人の		.)															
					法	人	番	号															
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ	す。 つ氏名 (人格の :記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項 (② を除く。 登録番 て公表し)にま :号及て	かって! ド登録 ^伝	は、 年月	本店ス 日が2	ては主 公表 さ	こたる これま	事務原す。	折の所	在地									ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 6該申請	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法 日以前(の規定	営によ −部を	るこ改立	改正後 Eする	後の消 法律	肖費利	总法角	957条	:の2	第 2	項の	規定	官に	より	申記	清し	ます	
					期間の第和5年1							場合	は令和	10 5 年	三6月	∄ 30 ₺	∃) ₹	まで	にこ	.の目	申請	書を	提出
					この目	申請書?	を提出で	する	時点に	おい	て、診	当す	る事業	者の図	区分に	応じ、	. 🗆 (こレド	印を作	すして	こくた	ごさい	0
事	業	者	X	分	※ 次第	医「登録	最要件の				F業者 _{関して}		٠, s	また、	免税事		脱事に該			合にに	は、そ	欠葉	「免税
判定合このいなか	に よ り 有 請 き き き き き き き き き こ た こ こ た こ た こ た こ た	月31日 課税事 年6月3 を提出す ととにつる は、その	業者とた 30日)ま ることだ き困難た	なる場 まででき な事情		香の確認	忍」 欄 も	5記	載して	くださ	ž N (詳しく	、は記載	要領	等 を :	ご確認	<u> くだ</u>	<u>さい</u>	。)	0			
税	理	士	署	名	税理品税理		長谷	: (÷	会計						(電記	活番号	08	2 -	- 2	272	_	5868	3)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F	通	信	年	3	付 月	月日	惟		
務署処	入 <i>大</i>	加 理		年	月	月	番号確認				身元 確認			確認書類		番号力· 他(-	通知カ 	ラード I	運転	上 免許証)		
理欄	登 錡	番 号	Т					<u> </u>															

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												名又			竹下	あ	ゆみ	ŀ					
	F	該当っ	する事	業者	台の区	分に	応じ、		こレド	印を作	すし	記載し	ノて、	くださ	٠ / ١٠								
免税		(平	成28	年法	律第	15号	属す) 附 納税	則第	44 身	を第4	4項	の規	定の	適用	を受	け	よう	٤.	する	5事美	美者	する	法律
事		個	人		番	号														_	_	_	
業		事業			日										法人	事	業	年	度	自		1	日
者		内			は 該 (法)					年		月	E	3	のみ記載		<u></u>	<u></u>	金	至			円
の		容等	事	業	内	容																	
確		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □												令和			間! 日か!		初 6年3	月 31日			
認			とする			, · ·		令和									₹和		年		月		日
登録要		課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 □ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。													え								
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)													はい		いい	え						
確認															はい		\\\ <u>\</u>	え					
参																							
考																							
事																							
項																							